

○八千代市入札契約苦情処理要綱

制定	平成 17 年	3 月 31 日	告示第 59 号
改正	令和 5 年	3 月 7 日	告示第 62 号
	令和 6 年	3 月 26 日	告示第 137 号

(題名改正)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、入札及び契約の過程に係る苦情を適正かつ円滑に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「苦情」とは、次に掲げる事項について市長の説明を受けた者が有する苦情（予定価格が八千代市財務規則（平成 8 年八千代市規則第 15 号）別表第 4 に定める金額を超えない入札又は契約に関するものを除く。）をいう。

- (1) 競争入札に参加するために必要な資格を有する者の名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登載されなかった理由
- (2) 一般競争入札に参加する資格の確認申請において、当該資格が認められなかった理由
- (3) 競争入札参加資格者名簿に登録されている者が、その者が登録を有する業種と同一の業種の指名競争入札において、指名されなかった理由
- (4) 競争入札参加資格者名簿に登録されている者が、その者が登録を有する業種と同一の業種の随意契約において、相手方として選定されなかった理由

(一次苦情申立て)

第 3 条 苦情を有する者は、一次苦情申立書（第 1 号様式）により、市長に対して苦情の申立て（以下「一次苦情申立て」という。）を行うことができる。

2 前項に規定する一次苦情申立ては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日の翌日から起算して 7 日（八千代市の休日を定める条例（平成元年八千代市条例第 21 号）第 1 条第 1 項に規定する八千代市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に行わなければならない。

- (1) 前条第 1 号に掲げる事項に関する一次苦情申立て 競争入札参加資格者名簿に登載されなかった旨の通知を受けた日

(2) 前条第2号に掲げる事項に関する一次苦情申立て 当該一般競争入札の参加資格が認められなかった旨の通知を受けた日

(3) 前条第3号に掲げる事項に関する一次苦情申立て 当該指名競争入札の結果を公表した日

(4) 前条第4号に掲げる事項に関する一次苦情申立て 当該随意契約の結果を公表した日

(一次苦情申立ての回答)

第4条 市長は、一次苦情申立てがあったときは、一次苦情申立てを受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、一次苦情申立てをした者に回答するものとする。ただし、事務処理上の困難その他やむを得ない事情があると認めるときは、回答の期限を延長することがある。

2 前項の回答は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

(1) 一次苦情申立てに理由があると認めるとき、又は一次苦情申立てに理由があると認めないとき 一次苦情回答書（第2号様式）

(2) 一次苦情申立てが第2条各号に掲げる事項についてなされたものでないとき、一次苦情申立てが前条第2項に定める期間を経過して行われたとき等一次苦情申立てが申立ての適格を欠くと認めるとき 一次苦情却下通知書（第3号様式）

(再苦情申立て)

第5条 前条第2項第1号の一次苦情回答書により回答を受けた者で、その回答に不服のあるものは、再苦情申立書（第4号様式）により、市長に再度の苦情の申立て（以下「再苦情申立て」という。）を行うことができる。

2 再苦情申立ては、一次苦情回答書を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に行わなければならない。

(再苦情申立ての回答等)

第6条 市長は、再苦情申立てがあったときは、当該再苦情申立てが前条第2項の期間内に行われなかった場合を除き、速やかに、八千代市入札契約適正化委員会（以下「委員会」という。）に諮問するものとする。この場合において、市長は、委員会に対し再苦情申立てがあった日から50日以内に答申

するよう求めるものとする。

2 市長は、委員会から答申があったときは、当該答申を尊重して、答申があった日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、再苦情回答書（第5号様式）により、再苦情申立てをした者に回答するものとする。

3 市長は、再苦情申立てを却下するときは、再苦情申立てを受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に、再苦情却下通知書（第6号様式）により、再苦情申立てをした者に回答するものとする。

（結果の公表）

第7条 市長は、苦情の申立てをした者に回答したときは、次に掲げる事項（住所並びに商号又は名称及びその代表者氏名を除く。）を、速やかに公表するものとする。

(1) 一次苦情申立て 一次苦情申立書及び一次苦情回答書又は一次苦情却下通知書に記載された事項

(2) 再苦情申立て 再苦情申立書及び再苦情回答書又は再苦情却下通知書に記載された事項

（苦情申立てをできる旨の周知）

第8条 市長は、苦情の申立てができる旨を入札関係者に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

（不利益取扱いの禁止）

第9条 市長は、苦情の申立てをしたことを理由として、当該苦情の申立てをした者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

（入札手続の執行）

第10条 苦情の申立ては、入札手続の執行を妨げない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和5年告示第62号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示施行の際現に存するこの告示による改正前の告示の様式用の紙は、
当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (令和6年告示第137号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示施行の際現に存するこの告示による改正前の告示の様式用の紙は、
当分の間、これを取り繕い使用することができる。

第 1 号様式（第 3 条第 1 項）

一次苦情申立書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住所

申立者 商号又は名称

その代表者氏名

- 1 一次苦情申立てができることとなった日
- 2 一次苦情申立ての対象となる入札又は契約の案件名等
- 3 苦情を有する事項
- 4 3 の主張の根拠となる事項

第 2 号様式（第 4 条第 2 項第 1 号）

一次苦情回答書

年 月 日

様

八千代市長



年 月 日付けでなされた一次苦情申立てにつきまして、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 一次苦情申立ての対象となる入札又は契約の案件名等
- 2 一次苦情に対する回答

この回答書による説明に不服のある場合は、この回答書を受け取った日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、再苦情申立書により、八千代市長に対して再苦情申立てを行うことができます。

第 3 号様式（第 4 条第 2 項第 2 号）

一次苦情却下通知書

年 月 日

様

八千代市長



年 月 日付けでなされた一次苦情申立てにつきましては，下記の理由により却下することに決定しましたので通知いたします。

記

- 1 一次苦情申立ての対象となった入札又は契約の案件名等
- 2 却下の理由

第 4 号様式（第 5 条第 1 項）

再苦情申立書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住所

申立者 商号又は名称

その代表者氏名

- 1 再苦情申立てができることとなった日
- 2 再苦情申立ての対象となる入札又は契約の案件名等
- 3 不服のある事項
- 4 3 の主張の根拠となる事項

第 5 号様式（第 7 条第 2 項）

再苦情回答書

年 月 日

様

八千代市長



年 月 日付けでなされた再苦情申立てに対し，八千代市入札契約適正化委員会の審議の結果を踏まえ，下記のとおり回答いたします。

記

- 1 再苦情申立ての対象となった入札又は契約の案件名等
- 2 再苦情に対する回答

第 6 号様式（第 7 条第 3 項）

再苦情却下通知書

年 月 日

様

八千代市長



年 月 日付けでなされた再苦情申立てにつきましては，下記の理由により却下することに決定しましたので通知いたします。

記

- 1 再苦情申立ての対象となった入札又は契約の案件名等
- 2 却下の理由